

# 第12回 まちづくり町民会議

2019/12/16 PM7:00

@中央公民館

《式次第》19:00~21:00(120分)

1 会長あいさつ

2 答申書(案)

3 現庁舎の跡地利用

4 その他 15分

①次回 1月15日(水曜日)午後7時 中央公民館

②今後の町民会議について

新庁舎建設についての協議が一旦終了して、今後は「まちづくり」について重点的に行います。

③再生可能エネルギーの調査事業を実施中。

地中熱を利用した空調導入に向け。

## \*お詫び

基本計画について決議とありましたが、まちづくり町民会議は町長の諮問に対しての答申を行う会議であるため、答申を行うに変更いたします。申し訳ございません。

## 2019年度町民会議の目標

### 【目標】

まちづくり：住民目線での課題と、将来こんな知名町になってほしい提案

新庁舎建設：新庁舎の基本設計への意見をする

## くり町民会議 2019 会議日程 (2019/5/16)

2019年4月19日開催第5回会議で説明したスケジュールに開催日をいれた資料となります。

開催日は、基本第3木曜日に設定しています。

- 4月 日付：平成31年4月19日（金） 場所：中央公民館ホール  
・バックキャスト視点でのまちづくり検討&発表
- 5月 日付：令和元年5月16日（木） 場所：中央公民館ホール  
・町長のまちづくり方針説明  
・まちづくりにおける委員からの意見を集約した課題説明  
・【まちづくり】事業施策提案書作成説明
- 6月 日付：令和元年6月13日（木） 場所：中央公民館ホール  
・【まちづくり】事業施策提案を各班で作成。  
・【新庁舎建設】構造、階層、駐車場、課配置の事務局説明
- 7月 日付：令和元年7月18日（木） \*場所：商工会2階会議室\*会場注意  
・【まちづくり】事業施策提案をとりまとめ、町担当課へ質問する準備  
・【新庁舎建設】構造、階層、駐車場、課配置の事務局説明・財源説明
- 8月 日付：令和元年8月22日（木） 場所：中央公民館ホール  
・【まちづくり】町から回答のあった事業施設提案について協議  
・【新庁舎建設】構造、階層、駐車場、課配置の事務局説明・財源説明
- 9月 日付：令和元年9月19日（木） 場所：中央公民館ホール  
・【まちづくり】町から回答のあった事業施設提案について深堀を進める
- 10月 お休み（住民説明会実施のため）
- 11月 日付：令和元年11月14日（木） 場所：中央公民館ホール  
・【まちづくり】住民説明会での意見を「事業施策提案」にフィードバック  
・事業施策提案を「町長へ提案する」
- 12月 日付：令和元年12月16日（月） 場所：中央公民館ホール  
・【まちづくり】現庁舎の跡地の活用方法を検討  
・【新庁舎建設】新庁舎基本設計入札の概要説明
- 翌年1月 日付：令和2年1月15日（水） 場所：中央公民館ホール  
・【新庁舎建設】現庁舎の跡地の活用方法を検討  
・【まちづくり】事業施策提案後の町アクションについて
- 翌年2月 日付：令和2年2月21日（金） 場所：中央公民館ホール  
・本年度の振り返りと次年度のスケジュール

# 答申書(案)

「知名町役場新庁舎建設における  
基本的事項について」

令和元年12月 日

知名町まちづくり町民会議

会長 外山 利章

このことについて、令和元年6月13日開催の第7回まちづくり町民会議から同年11月14日までに開催した第11回まちづくり町民会議における「新庁舎建設における基本的な事項」について（合計5回開催）協議した結果を答申します。

## 1 構造

役場庁舎は、災害発生時にその対応が行えるような本部機能が必要であり、また、大勢の方が利用し人命及び物品の安全性確保が特に必要な官庁施設であることから、大地震に対する耐震性能が必要。

『耐震構造は、大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用することが出来、費用効果などを考慮し耐震構造とする。但し、電算室等については免振構造を取り入れることも検討する。』

- ・耐震性を十分に確保すると共に大型で強力な台風にも耐え得る庁舎とする。
- ・災害対策本部が設置できるスペース、非常用発電機を確保する。
- ・災害時の指揮命令機能及び国・県との情報通信体制を確保する。

## 2 階数

『敷地の有効活用や平屋建てに比べ2階建以上の方が対床面積あたりの費用軽減が期待されることから、2階建とする。』

- ・町民の利便性を重視し、窓口業務を担う課はできるだけ1階に配置する。
- ・インクルーシブ\*1な対応が出来るようエレベーターを設置する。
- ・地下室を設ける場合は、高圧発電設備・非常用発電設備の配置場所として検討する。

## 3 床面積・敷地面積

現庁舎は約2,065㎡の延床面積だが、災害対策本部・相談室・書庫・授乳室等が不足している。それらを考慮し延べ床面積は2,500㎡とする。

なお、水利事業所向いの駐車場未舗装箇所を敷地面積として2,300㎡全てを利用する。

近隣自治体が坪あたり130万円で建設していることを参考に、消費税の増税や、資材高騰を配慮し坪150万円で建物建築費用12億円を予定額とする。

#### 4 新庁舎の配置

- ・令和 4 年度に水利事業所への財産貸付が終了するため、老朽化が著しい保健センター、包括支援センターを移設する。
- ・水利事業所、あしびの郷・ちなとの移動距離を考慮し、相互間の機能的な連携が図れる場所として、「水利事業所向いの未舗装箇所」を新庁舎の建設位置とする。

#### 5 新庁舎 課配置

- ・1 階には、住民に関係する以下の課を配置し、連携がとれる配置を行う。  
町民課、保健福祉課、子育て支援課、税務課、会計課、指定金融機関窓口  
水道課、建設課、耕地課、農林課、農業委員会  
選挙管理委員会、多目的トイレ（男女別含む）、会議室、相談室、書庫、組合事務所、印刷室、宿直室、休憩室。
- ・2 階には以下の課を配置する  
町長室、副町長室、総務課、企画振興課  
教育長室、学校教育課、議事堂、議会委員会室、議会委員会控室、議会図書室、  
監査室、電算室、放送室、書庫
- ・それ以外で配置が必要  
非常用発電室、高圧受電設備
- ・住民の利便性、役場業務の連携性を踏まえ課の統廃合を進める。

#### 6 座席レイアウト

- ・職員数の増減にかかわらず、基本的なレイアウトを決めることを庁内で協議をすること。
- ・職員で協議し、効率かつ機能的なレイアウトに努める。
- ・窓口業務にあたる課においては来庁者に迅速に対応できるレイアウトとする。

#### 7 構造体

- 『本町は、台風常襲地帯であるため、基本 RC(鉄筋コンクリート)構造とする。』
- ・但し、庁舎内部には木のぬくもりと、湿度調整のため可能な限り、木材を活用する。
  - ・コンクリートの強度を確保する対策を図る。

- ・車庫、書庫等の庁舎内部に配置しなくても支障がない部分については、S 造（鉄骨）を検討し建設費用を抑制する。

## 8 新庁舎の機能

### 機能1 防犯

- ・防犯面を考慮し、庁舎への出入り口については、必要最小限とする。
- ・時間外や休日・祝日の庁舎の出入りについては、原則1か所とし、ICT等を活用した入退室管理システムの導入を検討する。
- ・会議室（多目的を想定）は、区長会や選挙における期日前投票所として利用されることが想定されるため、配慮する。
- ・防犯機能を高めるような外灯の設置を検討する。
- ・その他、防犯カメラや屋外コンセントの設置を図る。

### 機能1 防災

- ・災害対策本部に必要な機器(テレビ会議)やスペース等を整備する。
- ・災害対策本部は、平時は課長会等でも利用するなど効率な活用が出来るよう配慮する。
- ・災害時、支援物資の輸送や災害対応にあたる公用車の燃料（ガソリン）等が不足することが想定されるため、民間事業者との連携強化を図り、物資保管場所を確保する。
- ・ライフラインのバックアップを一定期間（1時間から72時間程度）確保できるようにする（例：トイレの雨水利用・災害用井戸・自然流下型ベンチ等）。

### 機能2 インクルーシブデザイン

- 誰にでも優しく配慮された庁舎に向けた設備を積極的に導入する。
- ・案内用のサイン表示にはユニバーサルフォントを活用する。
  - ・障がい者を誘導するためのブロック等の設置をする。
  - ・高齢者、障がい者も利用しやすい駐車スペースの確保を図る。

### 機能3 セキュリティ

- ・個人や行政情報の保護・管理のため、セキュリティ対策でICT技術を利用する。
- ・ソフト面においてもセキュリティ強化を図るための措置を具体的に講じる。

#### 機能4 プライバシー保護

- ・住民からの相談等について必要なプライバシーの保護が出来る窓口カウンターの導入を図る。
- ・個別相談が行える部屋を整備するとともに、出入りについても職員・他の来客者に見られないよう配慮する。
- ・受付カウンター等から待合席の距離についてはプライバシーが保護できるよう適切な間をあける。

#### 機能5 住民サービス

- ・住民交流スペースの設置：子育て世代にも優しいキッズスペース、町の情報提供が出来るチラシラックの設置、フリーwifi 設置による情報環境の整備を行う。
- ・スマートフォンの充電スペースの設置：一般町民が充電できる無料充電場所の設置、災害時にも対応できるよう非常発電機回路に接続をする。
- ・デジタルサイネージ 電子掲示板の導入：町の情報提供及び庁舎案内や各課業務案内として利用する。また、その日の行事や、会議等がどこで何時から開催されるかを周知するツールとして導入を図る。

#### 機能6 再生可能エネルギー

- ・化石燃料に頼らず、低炭素社会を目指し、再生可能エネルギーを導入する。
- ・地中熱を利用した空調の導入、風力発電を利用した電力確保及び蓄電池の導入、太陽光発電の導入を検討する。但し、実証実験を行い、費用対効果も検証する。

#### 機能7 緑化

- ・住民の交流スペースや、庁舎内の一部に緑化を導入する。

#### 機能8 その他必要とする機能

- ・横断幕、懸垂幕設置場所を住民に見やすい場所に設置する。
- ・役場位置を示すための看板を設置する。
- ・地下に水をためて使う方法を検討。
- ・電源ルートの簡素化、電源コンセント（常時・非常用）の色わけをする。
- ・トイレ設備にプライバシーを守りながら消音効果と節水効果を図るため、トイレ用擬音装置の導入を検討する。・駐車場については、災害発生時の物資置き場や、避難場所としての利用も想定されるので、屋根等を設置する時は、十分注意する。

## 9 議会

・議会において検討中であることから、方針が定まり次第、まちづくり町民会議で協議する。

## 10 備品購入

・住民が使用する備品（待合場所のイス等）を優先的に整備する。  
・現庁舎で利用している業務用机等の整理を行い、必要最低限の購入を検討する。

## 11 用地購入

・新庁舎に移動した場合、あしびの郷・ちなの駐車場、水利事業所の駐車場を含めても職員・来客用の駐車場が不足することが判明したので、必要最低限の用地を購入するものとする。  
・その場合の駐車場は立体駐車場も含め検討する。  
・但し、それ以外の用途で用地を購入する場合は、町総合計画内に位置付けを行うものとする。

## 12 ICT の利活用

・庁舎フロアについては、OA フロアを導入することで、配線等の集約を図る。  
・液晶ディスプレイの設置については、中小会議での運用により会議の効率化を図る。  
・プロジェクターの設置については、大会議室における研修会や会議等で活用し、説明の可視化に活用する。

## 13 周辺整備

・新庁舎建設箇所と既存の道路との連携を考慮し整備を進めることとするが、基本、周辺の幅の広い道路を利用するよう町民・職員へ周知徹底を図る。  
・交流スペースとして、新庁舎周辺に、公園を整備し、様々なコミュニティ活動の場として活用できるよう整備する。  
・庁舎1階屋外スペースにテーブル席を設け、簡単な会議が出来るミーティングスペースの設置を検討する。  
・ウッドデッキ等の導入も想定しつつ、定期的な伐採・掃除を行える体制を構築

する。

#### 14 交通関係

- ・新庁舎敷地内へ路線バスの停留所を新たに設置する。
- ・現庁舎、商店街等と連動した交通手段の導入も視野にいれ、商店街活性化に寄与するよう努める。

#### 15 財源について

庁舎建設基金の活用を前提に、市町村役場機能緊急保全事業費債<sup>\*2</sup>と PFI<sup>\*3</sup>を活用した場合の後年度住民負担について検討した結果、後年度負担の少ないことや、新庁舎の建設負担を平準化する意味でも市町村役場機能緊急保全事業費債の方が有利であることから、市町村役場機能緊急保全事業費債の活用をする。

但し、庁舎建設基金は全額の活用ではなく、新庁舎建設後の維持管理費用も考慮したうえで、利用額を検討する。

##### 【時点所要額】

1	地質調査費用	250 万円
2	基本設計・実施設計	4,000 万円
3	建物費用（外構含む）	12 億円
4	用地購入	330 万円
5	その他（システム関係）	7,976 万円

町ネットワーク 1,630 万円、光ファイバー設備関係 246 万円、防災無線関係 1,700 万円、水道課テレメーター4,400 万円

6	再生可能エネルギー導入	2 億円
7	備品購入費、その他システム経費	未定

#### 16 発注方法について

庁舎建設にあたり①地域実態に合わせた事業費の抑制、②後年度財政負担の平均化③地域経済への波及効果、④住民目線での意見反映（住民説明会時に意見徴収）を考慮しつつ、設計施工一括発注方式と設計施工分離発注方式について検討を行った所、事業費がかさむ可能性があるものの地元企業が受注でき、発注者の意向を反映しやすい設計施工分離発注方式とする。

## 【用語解説】

\* 1 インクルーシブデザイン：利用者を最優先に考え、永続的な障がいがある利用者、一時的または状況的な困難に直面している利用者、あるいは能力が変化してゆく利用者（つまり、私たちみんな）のニーズに合わせて行うデザイン

\* 2 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

\* 3 市町村役場機能緊急保全事業費債：熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するために創設された。

普通交付税措置として、建設対象事業費の90%以内に起債が充当でき、その75%を上限として、元利償還金の30%を基準財政需要額に算入される。

## § 役場現庁舎跡地利用について

